

**「電気・ガス料金負担軽減支援事業」
に係る電気料金における
その他の供給条件**

2025年12月25日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

1.	対象-----	1
2.	適用時期及び値引き単価-----	1
3.	値引き方法-----	1
付	則-----	2

「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」といいます。）に係る電気料金におけるその他の供給条件は、本事業による電気料金の軽減措置を実施するために、料金その他の供給条件（以下、「この供給条件」といいます。）を定めたものです。

1. 対象

原則、北陸ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）と電気需給契約を締結しているすべてのお客さまが対象となります。

2. 適用時期及び値引き単価

- (1) 2026年2月検針分（1月検針日から2月検針日の前日まで）及び2026年3月検針分（2月検針日から3月検針日の前日まで）の値引き単価：4.5円/kWh
- (2) 2026年4月検針分（3月検針日から4月検針日の前日まで）の値引き単価：1.5円/kWh

3. 値引き方法

当社の電気需給約款に定める燃料費調整単価から、2. 値引き単価を値引きいたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2025年12月25日から実施いたします。なお、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の変更、終了等に伴い改廃いたします。